建設業の死亡災害増加アラート！

死亡災害撲滅緊急措置

神奈川県内の建設業において、令和３年中に労働災害により２１名が亡くなられています。一昨年１４名に比べ、**大幅に増加！！**

発生状況をみると、基本的な労働災害防止対策が十分に講じられていなかったケースがみられます。積極的な安全衛生管理活動の実践、作業手順の確認と安全衛生教育の充実に努めてください。

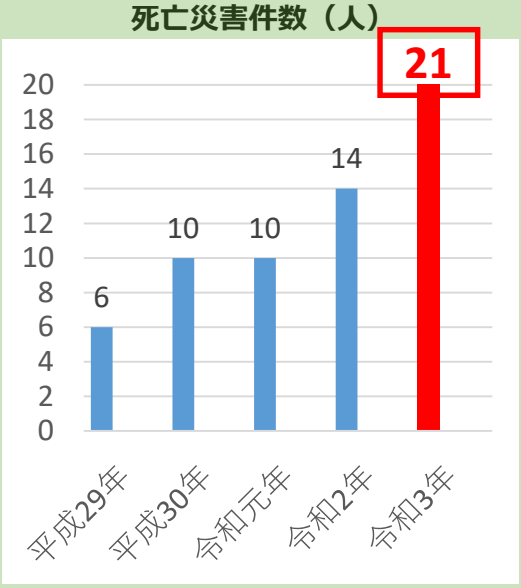

令和３年死亡災害の内訳（人）

墜落、転落	6
崩壊、倒壊	4
感電	3
長時間・過重労働	2
飛来、落下	1
はさまれ、巻き込まれ	1
切れ、こすれ	1
おぼれ	1
交通事故	2

毎年、死亡災害件数の半数程度が「墜落、転落」によるものでした。しかし本年は、「墜落、転落」は６件となっており、そのほか「崩壊、倒壊」「感電」「飛来、落下」「はさまれ、巻き込まれ」「切れ、こすれ」「おぼれ」「交通事故」など、さまざまな災害の型で発生していることから、現場のあらゆる工程において注意が必要であることに留意。

労働災害防止のための重点実施事項

１　正しい作業手順と安全作業の基本の順守
２　作業開始前の打ち合わせの実施（予定外作業が生じた場合はその都度）
３　「安全の見える化」の推進　　４　安全衛生教育の充実

安全通路の見える化　（安全通路の確保・整理整頓）

立入禁止区域の見える化

作業内容の見える化

神奈川労働局・各労働基準監督署　R4.4.1

～労働災害ゼロの現場を目指して～

わが社の安全宣言！

一、わが社は，経営者が先頭に立ち，
　本気の安全管理に努めます。

一、わが社は，特に

　　

　に留意をして，現場の安全管理を
　進めます。

一、わが社は，あらゆる現場を，
　無災害にて竣工し，作業員の命を
　守ります。

令和　　年　　月　　日

宣言者「　　」